

告 示

埼玉県告示第七十二号

測量計画機関である上広瀬西久保土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上広瀬西久保土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

狭山市（一部）

四 作業期間

平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日まで